

○函館工業高等専門学校春潮寮防災規程

昭和44年8月15日

函高専達第12号

函館工業高等専門学校春潮寮防災規程

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校災害対策規程、函館工業高等専門学校防火管理規程及び函館工業高等専門学校寮生準則第13条第2項の規定に基づき、函館工業高等専門学校春潮寮(以下「寮」という。)の平素の防災対策及び災害発生時の緊急措置、避難等について必要な事項を定め、災害防止の徹底と災害時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

(寮生防災委員会)

第2条 平素の防災対策に関し、防災訓練その他の必要事項を計画及び実施するため、寮生防災委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員の選出)

第3条 寮生防災委員(以下「委員」という。)は、各棟各階ごとに1名を選出し、任期は1年とする。ただし、寮生が居住していない等の事由で1名を選出できない場合にあっては、同棟他階からさらに1名を選出する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、寮生会副総代のうちから1名選出する。

(防災訓練)

第4条 委員会は、少なくとも年1回の全寮防災訓練を企画するものとする。

- 2 前項又はその他の防災に関する計画及び実施にあたっては、学生課を経て函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)防火管理者の助言と承認を求めなければならない。

(寮生防災隊)

第5条 非常災害時に備えるため、寮生による自衛防災隊(以下「寮生防災隊」という。)を組織する。

- 2 寮生防災隊長(以下「隊長」という。)は、第3条第2項に定める委員長があたり、寮生防災隊を統轄する。
- 3 寮生防災副隊長(以下「副隊長」という。)は、第3条第3項に定める副委員長があたり、隊長を補佐する。
- 4 寮生防災隊に、次の各号に定める任務を有する班を置き、班は、同じ階の委員で構成

する。また、班長は、班から1名選出する。

- 一 防災・搬出班 初期消火，電気，ガス等の危険防止，非常持出物品の搬出及び警備
- 二 救護班 避難誘導及び救護
- 三 連絡班 寮内外に対する連絡及び各班の相互連絡，援助

5 寮生防災隊の組織は，別表のとおりとする。

(防災活動)

第6条 寮生防災隊の活動は，人身事故の防止のため，隊長等の指示の範囲内で行うものとし，本校自衛消防隊としての活動開始又は消防署の到着活動開始により，その活動の一部又は全部を引継ぐものとする。

(非常災害時の措置)

第7条 寮内又は近接地域において，出火等の災害の発生を発見したときは，火災報知機を操作し，大声で連呼するとともに，適切な方法で消防署に急報するほか隊長及び在寮している教職員等に緊急連絡をしなければならない。

- 2 隊長又は副隊長等の代行者は，災害発生状況を全寮生に周知させ，寮生防災隊活動を開始(避難，初期消火等)する。
- 3 隊長は，寮生防災隊活動の一部又は全部を消防署等に引継いだときは，寮生会総代等と協力し点呼をとるなどして，寮生とくに救護者，避難者の掌握につとめるものとする。
- 4 隊長は，総ての防災活動が終了したことを防火管理者が確認することにより，全寮生に対し寮生防災隊活動が終了したことを周知させて平時に復するものとする。
- 5 震災，風水害等の災害の場合も前各項に準じ，適切な措置をとるものとする。

附 則

この規程は，昭和50年2月10日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日函高専達第13号)

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条第5項関係)

本部長……………隊長……………副隊長……………(宿日直教員 寮務係)

(校長) (事務部長) (寮務主事)

(学校自衛消防隊)

寮生防災隊長
(防災委員長)

寮生防災副隊長
(防災副委員長)

防災・搬出班長— 防災・搬出班員
(各棟1階の委員)

救護班長— 救護班員
(各棟2階の委員)

連絡班長— 連絡班員
(各棟3階の委員)